

豊明市行政評価制度 「事務事業」評価票

一般事務事業 経常事務事業 建設事務事業

第5次行政改革大綱第1次アクションプランとの関連
 有
 無

1 事務事業の概要

1-1 事務事業の名称	女性に対する相談事業(主要事業)							
1-2 担当	部	市民部	課 又は施設	市民協働課	係	市民活動推進係	評価票作成者	男女共同参画担当係長 樋口 進
1-3 総合計画における施策の体系	節	交流と市民参加 「市民と行政が尊重しあう協働のまちづくり」			基本施策	男女共同参画	コード	5 1 4
	項				単位施策(中)	女性の自立支援	コード	5 1 4 3
		参加と協働			単位施策(小)	DV等相談体制の充実	コード	5 1 4 3 2
1-4 事務事業の目的の精査	対象と対象の数	市内在住在勤の女性・外国人		意図(対象を事務事業によってどのような状態にするのか)	悩みを抱えている女性や外国人に対し、安心して相談ができる場を設け、支援を行う。			
1-5 事務事業の内容	DVの根絶には、関係各局だけでなく、社会全体の認識が必要であり、医療機関や警察、民間支援団体等に協力を求め、実行力のある防止システムを構築し、地域と連携して女性に対する暴力を許さないまちづくりを行う。現状として、DV被害者専門相談窓口の紹介を行い、将来的には常設相談員の設置を目指して女性のための相談事業を充実するとともに、緊急時の対応についてのシステムづくりを進める。また、外国人に対しても同様のサービスができるよう努める。							

2 事務事業実施の状況

2-1 事務事業の実施における基本認識	事務事業実施にあたって心がけた改善の取組み		社会状況等の事務事業がおかれる環境把握		市民ニーズの認識	
	平成18年度	DV被害者相談窓口のチラシ・カードを、庁舎内トイレ・アビタひまわり広場に設置し、被害者救済支援を実施した。	DV被害者支援は、行政・警察・医療機関・地域等が連携して行わなければならない課題となっている。	庁舎内トイレ・アビタひまわり広場に設置したDV被害者相談窓口のチラシ・カードは、着実に枚数が減っていき、市民が必要としていることが窺われ		
平成19年度	職員対象のDV研修、DV被害者支援講座を実施した。また昨年に引き続き、相談窓口のチラシや外国人向けのカードを庁舎内外に設置した。	改正DV防止法が施行されるなど、DV被害者への支援は行政内外で連携して取り組むべき課題であり、相談体制の充実は急務である。	DVに関する相談窓口などは、外国語のカードなどにより徐々に伝わっていると思われるが、DVそのものに関して正しく理解されていないようである。さらに、市民に対しての認知・啓発が必要である。			
平成20年度	DVについて、理解を深める目的で職員対象のDV研修を開催した。相談窓口のチラシ等を庁舎内等配布、「シェイクハンド」の啓発誌で県の専門相談窓口の掲載をし情報提供した。	改正DV防止法が施行されるなど、DV被害者への支援は行政内外で連携して取り組むべき課題であり、相談体制の充実は急務であるが今の財政状況では、DV被害者専門相談員を設置することは考え難い。	DVに関する知識は徐々にあるが認知されつつあるが、個人によりDVの理解が違いため、認識していない場合がまだ多くある。継続的に認知、啓発が必要である。			
平成21年度						
平成22年度						
平成23年度						
平成24年度						
平成25年度						
平成26年度						
平成27年度						

2-2 総合計画における単位施策成果指標	事務事業成果指標名	前期目標値(単位)	後期目標値(単位)	指標の説明
	定期的に実施する専門員によるDV相談事業日数	12(回)	24(回)	現在、DV専門員はいないため、今後の雇用等が期待される。相談員の数や相談回数が指標ではなく、相談員による相談体制の設置が条件となり指標となる。

2-3 成果指標に係る活動実績とコストの推移(アウトプット分析)		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	活動実績 a(回)	0(回)	0(回)	0(回)							
直接事業費 b(千円)	0	0	0								
人件費 c(千円)	141	141	128								
合計コスト d(b+c)(千円)	141	141	128								
単位コスト d/a(千円)	回当たり	回当たり	回当たり	当たり	当たり	当たり	当たり	当たり	当たり	当たり	当たり

アウトプット実績(活動数値)の補足説明 → 活動実績は、指標と同じ。現在は、相談員制度がないためカウントされない。人件費は、啓発に要した経費3,200円/時×40h=128,000円。一般的な市民相談事業や児童福祉課の相談事業は、専門性がないと判断してカウントしていない。

2 - 4 成果指標に対応する実績と達成度の推移	指標対応実績(単位)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
		後期目標値に対する達成度(%)	0	0	0						

3 事務事業の自己評価結果

3 - 1 評価結果(アウトカム自己分析)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
単年度担当課評価	B	B	B							

- 4段階評価結果
- | | | |
|--------------------------------|-------|--------------------------------|
| A : 上位目的である施策に貢献しているので継続する | 判断の基準 | 必要性(必要な事務事業であるか) |
| B : 事務事業の実施手法や環境(予算的・人的)に改善が必要 | | 公共性(公が実施する意味があるか) |
| C : 縮小等、事務事業としての見直しが必要 | | 妥当性(ニーズに対して投入が適正か) |
| D : 事務事業の廃止が相当 | | 効率性(結果に至る活動に無駄はないか) |
| | | 有効性(活動の結果が上位の目的に貢献しているか) |
| | | 市民満足度(事務事業が対象にしている市民を満足させているか) |

3 - 2 評価の内容	今後の環境変化を踏まえた課題認識		次年度に向けて改善する取組み	事務事業の担当課としての単年度の取り組みの自己評価
	平成18年度	女性の悩み相談は児童福祉課で実施、法律相談は市民協働課で実施。今後は相互理解・役割認識・協働が必要	法律相談の件数を6件から8件へ、1件当たりの時間を20分から30分へ増やし、市民がより利用しやすくする。	DV被害者相談窓口チラシ・カードの設置は効果的であった。行政内部でのDVに対する共通認識・情報共有を図りそれぞれの役割を把握し連携をとることが必要である。
平成19年度	女性の悩み相談は児童福祉課で実施、法律相談は市民協働課で実施している。共通認識を図るための研修、講座や人材育成が必要。	相談体制の流れなどを確認するため、DV相談に係る主要7課(市民協働課、児童福祉課、市民課、社会福祉課、高齢者福祉課、健康課、学校教育課)の連携を図る。	外国人に対するDV被害者相談窓口カードの設置は効果的と思われる。また職員向けのDV理解研修とDV支援者向け講座は、今後のDV対策における方向性を見出すことができた。	
平成20年度	女性の悩み相談等は児童福祉課や支援センターで実施、また法律相談は市民協働課で実施している。また、DVの専門員設置は予算的にも難しいため県の専門相談窓口等への情報提供をしている。職員等共通認識を図るための研修が必要。	関係部職員だけではなく全職員に対しDVに係る情報等を随時男女共同参画推進委員に提供し、相互共通認識・情報共有を図る。	外国人に対するDV被害者相談窓口カード(多元語版)の設置や、市広報外国語版に折り込む形での銀行、コンビニ配布等は効果的と思われる。	
平成21年度				
平成22年度				
平成23年度				
平成24年度				
平成25年度				
平成26年度				
平成27年度				

4 事務事業の総合評価結果

4 - 1 総合評価の結果	結果	審査会による改善方向の指示
	平成18年度	B
平成19年度	B	非常時の体制についてもできる限り想定し関係機関等と連携を図っておくこと。
平成20年度	B	窓口の一本化など、相談体制の充実を図ること。
平成21年度		
平成22年度		
平成23年度		
平成24年度		
平成25年度		
平成26年度		
平成27年度		